

2022 年 6 月 30 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 松尾 勝博



2022年度 任意継続被保険者の標準報酬決定について

健康保険法第47条に基づき、任意継続被保険者（2021年12月までの加入者）の2022年度標準報酬月額は、当組合の2021年9月30日現在の平均標準報酬月額が461,732円であることから、等級は第29級の470,000円、若しくはその者の資格喪失時の等級いずれか低い等級で決定する。

以上